

一四

齊

閱乙 二四六

昭和十八年十月十七日

昭和七年十月十九日

案

内閣官房人事課長

内閣官房會計課長

内閣恩給局長

内閣印刷局長

内閣東北局長

宛(各通)

内閣官房總務課長



内閣理事官



183



總力戰研究所長  
内閣總理大臣秘書官  
國務大臣秘書官

(法賞會、会、法、情、技、特、中、航、ハ、大、反、翼、  
贊、會、ヨリ、直、接、依、頼、有)

明治節奉祝ニ關スル件

標記ノ件ニ付別紙、通大政翼贊會事務總長ヨリ申越之  
有リ候條然ルベク御配意相成度命ニ依リ通牒ニ及ビ候

實國第三二九號

昭和十八年十月十五日

大政翼贊會事務總長 丸山 鶴



内閣書記官長殿

明治節奉祝ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ別紙ノ通り決定相成候ニツイテハ  
之ガ實施ニ關シ特別ノ御協力賜リ度此段及依頼候也





賞 賜 第 三 二 九 號

昭 和 十 八 年 十 月 十 五 日

大 以 換 賞 會 事 務 總 長 丸 山 鶴 吉

都 道 府 縣 支 部 長 殿  
五 大 都 市

明 治 節 奉 祝 ニ 關 ス ル 件

來ル十一月三日ノ明治節奉祝ニ關シテハ別紙「明治節奉祝實施要綱」ニヨリ當日午前九時ヲ期シ「國民奉祝ノ時間」トシ之ヲ實施致スコトト相成候條貴地方廳トモ連絡ノ上ソノ徹底方ニツキ特ニ御配意相煩度此段及依願候也



明治節奉祝實施要綱

一、趣旨

謹ミテ明治節ヲ壽キ奉リ 明治天皇ノ御聖徳ヲ仰キ御鴻業ヲ俾ヒ奉ルト共ニ併セテ安謐ニ  
翼賛シ奉レル先人奉公ノ赤心ヲ證シ苛烈深刻ナル戦局ノ現段階ニアリテ愈々必勝ノ信念ヲ  
堅持シ總力ヲ擧ケテ戦力ヲ増強シ以テ聖戰完遂ニ邁進センコトヲ期ス

二、實施方法

十一月三日午前九時ヲ期シ「國民奉祝ノ時間」ヲ設定シ左ノ要領ニヨリ國民奉祝ノ途ヲ講  
スルコト

尙ラジテハ同時刻ニ「國民奉祝ノ時間」ノ放送ヲ行フコト

(一)各家庭ニ於テハ「國民奉祝ノ時間」ニ天々宮城遙拜ヲ行フコト

(二)官公衙、學校、會社、工場、船舶、團體等ニ於テハ奉拜式ヲ行ヒ且必勝祈願ヲナスコト



(三)官國帝社以下神社ニ於テハ明治節祭ヲ執行セラルルニツキ市町村民ハナルベク参拜シ必  
勝祈願ヲナスコト

(四)ソノ他ノ場合ニアリテハ國民各自「國民奉祝ノ時間」ヲ銘記シ同時刻ニハ夫々在處ニ在  
リテ宮城遙拜ヲ行フコト

附記

「國民奉祝ノ時間」ノ周知方法

1. ラジオオハソノ禁止ナキ限リ「國民奉祝ノ時間」ノ放送ヲ行フニヨリ之ニヨルコト

2. 汽車、汽船、電車、バス等ノ車中ソノ他集合ノ場合ニ於テハ乗務員又ハ司會者ハソノ  
時刻ヲ知ラスベキ方法ヲトリ之ニヨルコト

3. 「汽笛、サイレン、鐘等」音響合圖ニヨル周知ハ時局下禁止中ナルニツキ國民各自ニ  
同時刻ヲ銘記セシムベキ方途ヲ講ズルコト

同時刻ヲ銘記セシムベキ方途ヲ講ズルコト

閣甲第三七八號

案 世  
十八年十月二十五日

定 決  
年 月 日  
行 施  
年 月 日

内閣總理大臣



内閣書記官

大

内閣書記官



大政翼賛會總裁ヨリ別紙ノ通稟請之有候ニ付左葉  
ノ通承認相成然ルベシ

左葉

大政翼賛會總裁 東條英機

昭和十八年十月二十五日附翼總々第九八號 大政翼賛會

興亞總本部職制改正ノ件承認ス

昭和十八年十月三日